館林市魅力ある土産品ブランド 「おみたて」

利用ガイドライン



館林市観光協会

ガイドラインの目的

本ガイドラインは、館林市魅力ある土産品ブランド「おみたて」を広くご利用いただくために、事業者の参画方法やデザインの使用規定・注意点について定めたものです。

問合せ・申請先

館林市観光協会

〒374−0005

群馬県館林市花山町 3181 (つつじが岡公園総合管理事務所内)

電話:0276-74-5233

Eメール:kankou@utyututuji.jp

発行日

令和2年12月

目次

おみたて利用ガイドライン

| T | 成り立ち ・・・・・・ | 3 |
|---|---|----|
| 2 | ブランドコンセプト ・・・・・・・ | 4 |
| 3 | ブランドデザイン ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 5 |
| 4 | おみたての認定 ・・・・・・・・・ | 6 |
| 5 | 販促物 ····· | 10 |
| 6 | 認定申請書 · · · · · · · · · · | 11 |

館林ならではの価値

市内には、"昔から親しまれている伝統的なお土産"、"地元素材を活用した新しいお土産"など、「館林ならでは」の物産品が多く存在する。

しかし、そのような商品も一部では、それが館林産という認知があまりされてこなかった事実もある。

そんな館林のお土産を、デザインの力や認定ブランド品として付加価値をつけ、さらなる 販路拡大を推進することを目的として、この事業を展開する。



館林の事を知り、伝えるためのデザイン

日本の伝統を受け継ぐ館林紋様。近年、若い世代の価値観の変化や外国人観光客の増加など、日本の文化や日本的なデザインが見直されている中、館林を PR する際に瞬間的な流行に乗ったものをとって付けるのではなく、古き良き日本の伝統を受け継ぎつつ、新しく提案していく、というテーマ。

館林の特徴や名産をオリジナルの家紋風紋様(アイコン)で表現。現代的なピンストライプの上に家紋柄という現代的なデザインと伝統の融合。

おみたて

おみやげ + たてばやし (良いものを) お見立てする



1. デザインの構成

「おみたて」のデザインは、「シンボル」と「パターン」で構成されています。 デザインを使用する場合には、これらを組み合わせてご活用ください。 特別に許可を得た場合を除き、各デザインの内容や色合いを変更しないでください。





シンボル

パターン

2. 注意事項

- ・原則、「シンボル」と「パターン」は一体として表示してください。
- ・「シンボル」を掲載する場合は、文字等が容易に視認できることが条件となります。

【基本】タイプ(おみたてシール)



【横】タイプ ※縮小のため文字が見づらくなっています。



1. 目的

館林市にて生産・製造もしくは加工又は販売される観光土産品の品質向上及び販路の拡大に資するため、優良な土産品を認定し、本市における観光業ならびに商工業や農業の振興と発展に寄与することを目的とする。

2. おみたて

館林市観光協会会長は、郷土色豊かな要素を有し、観光に資する優良な土産品である と認めたものを「館林市魅力ある土産品 『おみたて』」(以下「おみたて」という)として 認定・推奨し、その紹介、宣伝及び斡旋を行う。

3. 申請者の資格

「おみたて」認定の申請をすることができる者は、館林市観光協会会員とする。ただし、同協会会員以外で認定を受けようとする者については、同協会に加入する旨を付して認定の申請をすることができる。

4. おみたての範囲

対象となる土産品とは、次の各号の1つに該当するものをいう。

- ①加工食品
- ②工芸品
- ③雑貨
- ④飲料
- ⑤農産物(土産品として認知される包装や形態を備えていること。)
- ⑥その他
- ⑦食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)、「不当景品類及び不当表示防止法(昭和 37 年法律第 134 号)、観光土産品の表示に関する公正競争規約(昭和 41 年公正 取引委員会告示第 6 号)、その他関係法令に定める基準に適合していること。

5. おみたての基準

「おみたて」として認定する土産品の基準は、次の各号に掲げる全ての事項に該当するものとする。

- ①市内事業者が生産・加工または販売するもの。
- ②郷土色豊かなもの。
- ③商品の名称、品質、包装、デザイン、価格等が、推奨土産品として適正であるもの。
- ④常時または時期により量産され、市販されるもの(一過性の商品は対象外)。
- (5)その他推奨に値すると認められるもの。

6. 認定の手続き等

「おみたて」の認定を受けようとするもの(以下「申請者」という)は、「館林市魅力ある土産品「おみたて」認定申請書」(様式第 | 号)及び「おみたて」に申請する商品の見本を館林市観光協会事務局に提出すること。

- 2 提出された見本品のうち、食品は原則として返却しない。
- 3 認定を受けようとする土産品の時節、規模及び重量等により現品を添えることが適当でないと認められるときは、図表その他をもって現品に代えることができる。

7. おみたての決定

館林市観光協会会長は、「おみたて」の申請があったものについて、すみやかにその内容を審査し、認定の可否を決定し、認定事業者に対し「館林市魅力ある土産品 おみたて認定証」を発行する。

8. 推奨期間

「おみたて」の推奨(有効)期間は認定から3年間とする。 継続して認定を受けようとする場合は再申請をするものとする。

9. おみたてシール・デザインの使用

「おみたて」の認定を受けたもの(以下、認定業者という)は、商品に館林市観光協会の発行する「おみたてシール」の表示、又は「おみたてデザイン」を使用して販売することができる。また、「おみたて」の認定申請を前提としてパッケージ等を制作する場合に限ってデザインを使用することができる。

10. 販促物の提供

認定事業者に対し、以下の販促物を提供する。

なお、①以外は認定数に関わらず、1事業者1セットの提供とする。

- ①おみたてシール(500枚×認定品数)※以降、観光協会が定める価格で販売。
- ②おみたてテーブルクロス ※初回のみ提供。
- ③おみたて幟旗(2セット)※以降、観光協会が定める価格で販売。
- ④おみたて紙袋の提供(100枚)※以降、観光協会が定める価格で販売。
- ⑤おみたてデザインデータ

11. 認定の取り消し

認定商品又は事業者が以下のいずれかに該当するときは、認定を取り消すものとする。

- ①「おみたて」認定品の販売を終了するとき。
- ②「おみたて」に該当しない商品を「おみたて」として販売・PRしたとき。
- ③「おみたて」の信用を失う行為があったとき。
- 4認定辞退の申し出があったとき。
- ⑤その他、館林市観光協会が認定を取り消すことが適当であると認めたとき。

12. 事故・苦情等の処理

認定事業者は「おみたて」認定品について苦情のあったときは、事業者の責任のもと、誠意をもち処理にあたること。また、事故等について館林市観光協会はその責を負わない。

13. 報告

館林市観光協会会長は認定事業者に対し、必要に応じて「おみたて」についての報告を 求めることができる。

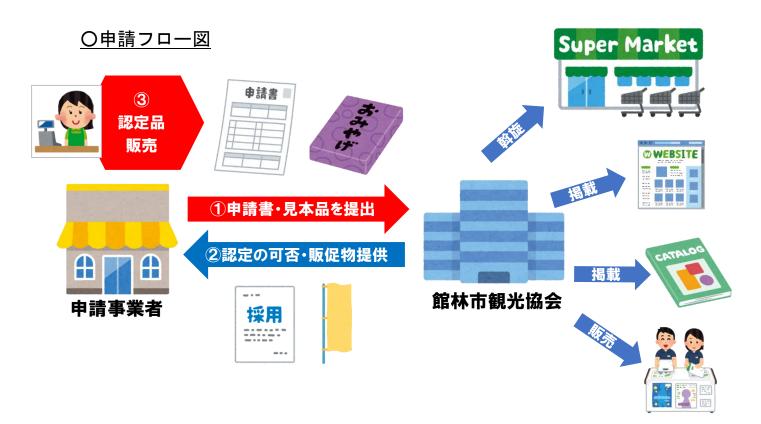
14. 「おみたて」の宣伝・斡旋

館林市観光協会会長は館林市と連携し「おみたて」を市内外に示し、推奨する。 また、市内小売店等に「おみたて」取扱いにかかる斡旋について努めるものとする。 商品 PR の具体内容は次の各号に掲げる方法を基本とする。

- ①館林市観光協会・館林市が参加する催事等において、「おみたて」を優先的に取扱う。
- ②館林市観光協会・館林市が発行するパンフレットやウェブサイトへの掲載を行う。
- ③各種メディア媒体などへの紹介や掲載を優先的に行う。
- ④館林市「ふるさと納税返礼品」への追加斡旋を行う。

15. 改訂その他

本取扱いは、館林市観光協会会長により、事前の通知なく改訂される場合があります。



〇おみたて認定証

A5 サイズ



【幟旗】 横 60 cm×縦 180 cm



【紙袋】 横 24 cm×縦 38 cm (マチ I 2 cm)



【テーブルクロス】 横 270 cm×縦 I I 5cm



(様式1号)

館林市魅力ある土産品「おみたて」認定申請書

令和 年 月 日

館林市観光協会

会長 正田 隆 様



| 所在地 | | |
|--------|----|--------------|
| 商号・名称 | | |
| 代表者名 | | |
| 電話番号 | | |
| E-mail | | |
| 担当者名 | | |
| 観光協会 | 会員 | 非会員(※) |
| | | <u> </u> |

※非会員の場合、今後の会員加入が前提となります。

館林市魅力ある土産品「おみたて」の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

| 申請する商品名 | | | | | | |
|-------------------------------|--------|-----|--------|-----|-------|----------|
| 分類 | 加工食品 | | 工芸品 | | 雑貨 | 農産物 |
| (最も近い項目に図) | 飲料 | | その他 | | | |
| 小売価格 (税込) | | | | | | 円 |
| 商品の説明 | | | | | | |
| 館林の土産品とし て相応しい部分 (アピール) | | | | | | |
| 主な販売場所 | | | | | | |
| 申請者情報 (店舗紹介) | | | | | | |
| 確認 | 「おみたて」 | ガイド | ラインの内容 | を確認 | しました。 | ←必ず☑下さい。 |

【添付】 (1) 商品現品 (2) 商品説明書・パンフレットなど(ある場合のみ)

中請先 : 館林市観光協会事務局 〒374-0005 館林市花山町3181 TEL74-5233

